

資料 8

【資料】周知・要請事項について

これまでの取組

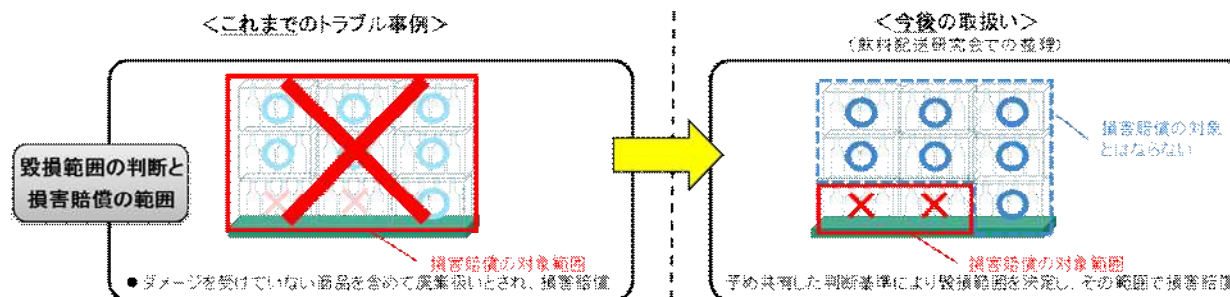
【課題・背景】

飲料配送中に荷崩れ等が発生し、貨物に毀損が生じた場合、毀損が生じていないものを含めて運送事業者が損害賠償を求められるなど、飲料配送に関わる関係者間でトラブル等が発生。

【取組概要】

- 飲料配送研究会における議論を踏まえ、「飲料配送研究会報告書」をとりまとめ（R1.7.26）。
- 国土交通省自動車局では、運送事業者が使用する「標準貨物自動車運送約款」における飲料配送に係る取扱いを明確にするための「適用細則」を定め、運送事業者等へ通知（同上）。

➡ 上記報告書及び適用細則において、例えば以下のように、貨物の毀損に係る損害賠償は当該毀損の範囲内で発生することが基本であること等を明確化。



※ このほか、飲料の包装資材の傷み具合が、包装資材の機能上等问题ない場合は出荷可といった判断基準の例を明確化。

今後の取組

- ✓ これまでも運送事業者向けの説明会等の場を活用して上記施策の周知等を実施。
- ✓ 今後、以下のような取組を進めることにより運送事業者・荷主双方に対する施策の浸透を図る。

① 運送事業者や荷主等（※）により構成される協議会におけるフォローアップ（年2回）

- ⇒ **本年10月に協議会を開催**した上で、**秋頃に書面化の浸透状況等に係る調査**を実施。
- ⇒ **来年1・2月頃に再度協議会を開催**し、調査結果を踏まえ、**更なる浸透**を図る。

② 経産省、農水省、国税庁と連携し、荷主を集めた説明会等における周知

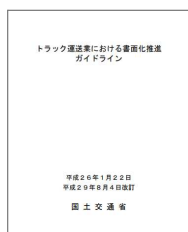
- ⇒ **本年10月以降全国10ブロックで実施** → 発・着荷主双方に対して丁寧に説明

③ 経産省、農水省の各局長等の定期的な情報共有・意見交換会の開催

トラック運送業の取引の適正化について

これまでの取組

「トラック運送業における 書面化推進ガイドライン」 【H26.1策定】



⇒ 契約の書面化を推進し、適正な運賃・料金収受を促進

「標準貨物自動車運送約款」 の改正 【H29.11施行】



⇒ 「待機時間料」等を料金として規定

「トラック運送サービスを持続 的に提供可能とするためのガイ ドライン」【H30.12策定】



⇒ 運送に必要なコストを示し、運送事業者・荷主の共通理解を醸成

「貨物自動車輸送安全規則」 の改正 【H29.7, R1.6施行】



⇒ 荷待ち時間や附帯業務を「乗務記録」の記載対象に

「ホワイト物流」推進運動の展開 【H30.12〜】



⇒ 荷主、一般国民向けに輸送の効率化等を呼びかけ

- 真荷主に対して契約を書面化した者： **約80%**
- 改正後の標準約款に基づき運賃を設定した者： **約83%**
- 約款改正を踏まえ、真荷主との間で取引を見直した者： **約50%**
- 「ホワイト物流」に協力する旨の行動宣言をした荷主： **約550者**

今後の取組

- ✓ これまでも運送事業者向けの説明会等の場を活用して上記施策の周知等を実施。
- ✓ 今後、以下のような取組を進めることにより運送事業者・荷主双方に対する施策の浸透を図る。

① 運送事業者や荷主等（※）により構成される協議会におけるフォローアップ（年2回）

- ⇒ **本年10月に協議会を開催**した上で、**秋頃に書面化の浸透状況等に係る調査**を実施。
- ⇒ **来年1・2月頃に再度協議会を開催**し、調査結果を踏まえ、**更なる浸透**を図る。

② 経産省、農水省と連携し、荷主を集めた説明会等における周知

- ⇒ **本年10月以降全国10ブロックで実施**

③ 経産省、農水省の各局長等の定期的な情報共有・意見交換会の開催

東京2020オリンピック・パラリンピック開催時の物流について①

必要な対策(交通マネジメント)

交通需要マネジメント(TDM)

移動の日時や経路の変更、他の交通手段への転換といった交通行動の変更を促進し、交通混雑の緩和を実現する取組



交通システムマネジメント(TSM)

道路の交通混雑が想定される箇所等において、実効性を伴う通行抑制や通行制限による交通量のコントロールを行う取組

※道路交通における目標

【一般交通】：東京圏の広域における一般交通について、大会前の交通量の一律10%減を目指す。特に重点取組地区については、出入りする交通量の30%減を目指す。

【首都高速道路交通】：東京圏のオリンピック・ルート・ネットワークの基幹をなす首都高速道路については、交通量を最大30%減とすることで、休日並みの良好な交通環境を目指す。

東京都「2020アクションプラン」

大会時に想定される交通混雑を回避し、企業活動を維持するための方策をまとめるもの

◆対応可能な対策について項目を抽出

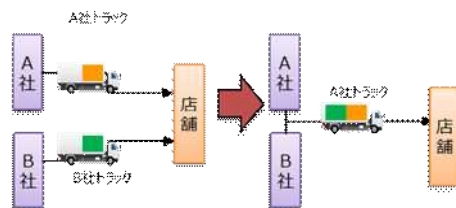
◆社内で取組が実施できるように準備

取組項目例(物流関係) ⇒ 同業種や近接エリアでの共同物流の実施

混雑緩和に向けた輸送量の抑制を図るための取組例

共同輸配送

○複数事業者の連携による共同輸配送でトラック走行量削減



平準化

○共同輸配送や定曜日配送により輸送量を平準化することにより、トラック走行量を削減

定曜日による平準化

発荷主	着荷主	月	火	水	木	金	土	日	平均稼働率
A社	Z社	○	○	●	○	○	○	-	60%
B社		○	○	○	○	○	○	-	38%
C社		○	○	○	○	○	○	-	37%
D社		○	○	○	○	○	○	-	60%
トラック台数		2	2	2	2	2	2	2	

